

NO!

寄附の禁止

寄附ってな～に？



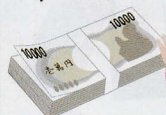
「政治家の寄附は禁止」
というけれど、
寄附ってなに？



寄附とは、お金や物
品、その他財産上の
利益となるものを与
えたり、与える約束
をすることです。た
だし、物を買った時
の代金や有料イベントの参加料のよう
に、対価として支払うものは寄附にはあ
たりません。



NO!



お金のかからない選
挙、きれいな選挙を
実現するためです。



どうして政治家は
寄附をしては
いけないの？



お世話になった人へのお中
元・お歳暮や催し物の賛助金
など、選挙とは関係ない寄
附だったら問題ないのでは。



以前は「選挙に関する」寄附だけが禁止
されていました。

しかし、政治家が普段からいろいろな名目
で行う寄附が、実は選挙にお金がかかる大
きな原因となっていました。そこで法律が
改正されて、現在は選挙に
関する・関しないを問わず、
選挙区内の人や団体への寄
附は全て禁止されています。

